

内閣府大臣政務官

今井 絵理子 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(令和元年11月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	藤	縄	喜	和
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	山	田	延	孝
鳥	取	県	町	村	宮	脇	正	道
鳥	取	県	町	村	秦	伊	知	郎
鳥	取	県	議	会				
鳥	取	県	議	会				
鳥	取	県	議	会				
鳥	取	県	議	会				
鳥	取	県	議	会				

被災者生活再建支援制度の拡充について

《提案・要望の内容》

○近年、一部損壊被害が大部分を占める自然災害が増加していることに加え、今年発生した台風15号及び19号による住宅被害状況などを踏まえ、被災者生活再建支援制度の支援対象を一部損壊まで拡大すること。

- ※一部損壊被害に対する支援は、全国的な課題となっており、国ではこの度、災害救助法による応急修理について一部損壊を支援の対象とされた。
- ※鳥取県中部地震では、被害の実態に鑑みて鳥取県被災者住宅再建支援制度を拡充し、一部損壊まで支援したため、速やかな復興につながった。
- ※被害の僅かな差で支援の有無が分かれ、罹災証明の二次判定を求める人が多数に上ると、被災市町村の過大な負担となる。（二次判定の実施率は、熊本地震の26.3%に対して、中部地震は4.3%と極めて少なかった。）

<参考>

○被災者再建に係る国制度と県制度の比較

・県制度は国制度で支援の対象とならない部分を補完（一部損壊も支援の対象）

区分	対象となる自然災害の規模	住宅再建方法	損傷の程度(損傷割合)					対象経費
			全壊 (50%以上)	大規模半壊 (40%以上)	半壊 (20%以上)	一部損壊 (10%以上)	一部損壊 (10%未満)	
国再建制度	次のいずれかに該当する災害など ①災害救助法に該当する被害 ②市町村で10世帯以上の住宅が全壊 ③都道府県で100世帯以上の住宅が全壊	建設	(2,250)	(1,875)	—	—	—	使途不問
		購入	3,000	2,500	—	—	—	
		補修	(1,500) 2,000	(1,125) 1,500	—	—	—	
		賃借	(1,125) 1,500	(750) 1,000	—	—	—	
鳥取県制度	次のいずれかに該当する災害など ①全県で10世帯以上の住宅が全壊 ②1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害	建設	(2,250)	(1,875)	(750)	—	—	住宅の建設、購入又は補修
		購入	3,000	2,500	1,000	—	—	
		補修	(1,500) 2,000	(1,125) 1,500	(750) 1,000	300	20	

1) 金額欄の上段()内は、単身世帯、下段は複数世帯への支給額

2) 県制度の全壊・大規模半壊の給付金は、国と同様に定額だが、半壊・一部損壊の給付金は実施経費と比較して低い方の額を支援

○一部損壊に対する千葉県の支援制度

・被災住宅

台風15号<10/10時点> 1都7県で計42,259棟(このうち一部損壊39,828棟(94%)うち千葉県33,377棟)

台風19号<10/29時点> 1都1道2府34県で計42,930棟(このうち一部損壊5,307棟(8%)うち千葉県862棟)

《台風19号の床上浸水は33,579棟(78%)うち千葉県689棟》

一部損壊に対する支援制度	制度の概要
①災害救助法による応急修理	補助対象：損傷割合10%以上20%未満の一部損壊(災害救助法の応急修理の要件を満たすもの) 補助金額：工事費用(上限30万円) 負担割合：国50～90%、県50～10%(市町村負担なし) 国庫負担は災害救助費/標準税収入の割合に応じて国庫負担をかき上げ 特別交付税措置は災害救助費×0.4 ※国庫負担が6/10以上であれば特別交付税措置と合わせ実質地方負担はゼロ
②防災・安全交付金による修繕費補助(国土交通省)	補助対象：〈災害救助法適用地域〉損傷割合10%未満の一部損壊 〈災害救助法適用外地域〉損傷割合20%未満の一部損壊 補助金額：工事費用の20%(上限30万円)《屋根の部分修繕にも適用可能》 負担割合：国5/10、県3/10、市町村2/10(地方公共団体負担の8割を特別交付税で措置)
③独自支援(①、②に加算)	補助対象：修理費が150万円を超える部分(上記の応急修理又は交付金の支援に加算) 補助金額：工事費用の20%(上限20万円上乗せ) ①応急修理又は②防災交付金の支援額との合計で50万円が限度額 負担割合：県4/5、市町村1/5